

◆介護関係職員医療連携支援事業に係る留意事項◆

令和元年度(2019年度)介護関係職員医療連携支援事業実施要綱4に基づく事項を次のとおり定める。

- 1 事業の円滑な実施のため、協議書の提出による事前協議を行い、採択、不採択の内示を行う。
- 2 実施に当たっては、一つの事業所単独ではなく、複数の事業所が参加して開催（グループ開催）すること。協議書は、窓口となる代表事業所1箇所から提出することとし、補助金の交付額の上限は40万円、下限は10万円とする。協議書における所要額が下限未満の場合、原則、本事業の対象としない。
- 3 事前協議で提出できる協議書は、1グループあたり1件とする。
また、1事業所が参加するのは、1グループのみとする。（掛け持ちしない）
- 4 原則、内示の通知日から令和2年(2020年)1月末日までに実施する事業に係る経費を補助対象とする。（内示通知は9月を予定。）
- 5 研修内容は、講義（座学）のみではなく、必ず演習（実技、体験学習、事例検討）を組み合わせることとする。
- 6 本事業は、対象事業所が自ら企画・実施する研修を対象とし、外部に委託することは認めない。
- 7 講師謝金は必要最低限の時間及び額の支出とし、1時間あたり3万円/人（税込）を上限として、補助対象とする。
- 8 研修に参加する各事業所は本事業の対象としている介護サービス事業所とする。
- 9 講師派遣の要請及び調整は、事業所が自ら行うこととする。
- 10 本事業で招聘する講師は、外部の者とする。研修講師が本事業を実施する法人・事業所の役員、従業者及びそれらの者と婚姻関係にある者である場合は、本事業の対象外とする。
- 11 補助対象となる経費は、交付要綱に記載されているものに限るものとし、食糧費や茶菓代、備品購入費等（プロジェクター、パソコン等）は対象外とする。
- 12 研修資料等で使用するコピー用紙代等については、必要数量や単価を明確に証明できる費用を補助対象とする。
- 13 講師及び講師に同行する実技指導補助者以外の者（研修参加者やスタッフなど）の旅費、日当、時間外手当等は補助対象外とする。
- 14 講師との事前打合せが必要な場合は、打合せに係る必要最低限の経費（旅費、会場費等補助金交付要綱において対象としているものに限る。）を補助対象とする。この場合、打合せの会議録等を整備することとする。
- 15 講師の旅費については、研修開催に必要な最低限の日数及び経費を補助対象とする。
- 16 講師の旅費相当額として支払うガソリン代等については、必要数量や単価を明確に証明できる費用を補助対象とする。
- 17 研修受講の対象者は対象事業所の介護関係職員とし、利用者の家族等は含めないこと。
本事業の対象外である医療機関、介護老人保健施設及び自治体等の職員については、参加を妨げるものではないが、当該参加者に係る経費は補助対象経費から除くものとする。
- 18 事業に関する帳簿を備えるとともに事業実施に係る証拠書類（事業実施証明となりうる書類や領収書等）を整理し、保存することとする。（証拠書類が整備されていない場合は補助対象と認められない場合がある。）
- 19 本事業は任意事業であり、事業所に実施を義務づけるものではない。